

# お知らせします

## 小平市職員の給与

小平市職員の給与制度については、市議会における給与条例、予算などの審議がなされたあとに決定されています。その内容について、市民の皆さんにご理解をいただくため、平成21年4月1日現在の小平市の職員給与などの状況を、次のとおりお知らせします。

問合せ 職員課 ☎042 (346) 9514

### (1)人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	(参考)19年度の人件費率
20年度	21,331人(現在17万9,027人)	493億7,410万円	11億300万円	99億344万円	20.1%	20.1%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含まず。

### (2)職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)
		給料	職員手当等	期末・勤奨手当	計(B)	
20年度	866人	35億153万円	11億1,013万円	15億9,224万円	62億390万円	716万円

※職員手当等には退職手当を含みません。

※職員数は平成20年4月1日現在の人数です。

### (3)ラスパイレス指数の状況

(平成20年4月1日現在)

小平市	東京都	都内26市平均
100.7	104.2	102.7

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

### (4)職員の平均給料月額および平均年齢の状況

(平成21年4月1日現在)

区分	一般行政職				技能労務職			
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
小平市	35万1,673円	42.6歳	31万7,268円	45.9歳	34万3,903円	43.1歳	31万6,801円	46.6歳

### (5)職員の初任給の状況

(平成21年4月1日現在)

区分	小平市	東京都	国
一般行政職	18万1,200円	18万1,200円	17万2,200円
高校卒	14万7,100円	14万2,700円	14万1,000円

### (6)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成21年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数		
		10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	27万7,145円	32万9,592円	39万881円
	高校卒	—	—	—
	全学歴	—	—	29万2,511円

### (7)一般行政職の級別職員数の状況

(平成21年4月1日現在)

区分	級別	職員数							計	
		8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級		1級
標準的な職務内容	部長	18人	38人	21人	70人	144人	86人	157人	17人	551人
	課長	3.3%	6.9%	3.8%	12.7%	26.1%	15.6%	28.5%	3.1%	100.0%

※給与と条例に基づく給料表の級別による職員数です(税務職、薬剤師、医療技術職、看護・保健職、福祉職、技能労務職、教育公務員を除く)。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

### (8)昇給期間短縮の状況 (一般行政職)

区分	平成19年度	平成20年度
職員数(A)	585人	570人
普通昇給期間(12月)を短縮して昇給した職員数(B)	83人	37人
比率(B/A)	14.2%	6.5%

※職員は通常12か月良好な成績で勤務したとき昇給しますが、勤務成績が特に良好な場合、昇給期間が短縮されます。

### (9)職員手当の状況

区分	小平市		東京都		国		
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	
期末勤奨手当(平成20年度)	6月期分	1.45月分	0.625月分	1.60月分	0.5月分	1.40月分	0.75月分
	12月期分	1.55月分	0.625月分	1.65月分	0.5月分	1.60月分	0.75月分
	3月期分	0.25月分	—	0.25月分	—	—	—
計	3.25月分	1.25月分	3.50月分	1.00月分	3.00月分	1.50月分	
退職手当(平成20年度)	自己都合	有	有	有	有	有	有
	最高限度額	50.00月分	59.20月分	50.00月分	59.20月分	59.28月分	59.28月分
	勤続20年	24.25月分	33.50月分	24.25月分	33.50月分	23.50月分	30.55月分
	勤続25年	32.50月分	43.50月分	32.50月分	43.50月分	33.50月分	41.34月分
	勤続35年	49.75月分	59.20月分	49.75月分	59.20月分	47.50月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)						
1人当り平均支給額	1,081万円	2,709万円					

※退職手当の支給率については、平成21年度のものですが、退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成20年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

※平成21年6月期は、小平市においては期末手当の0.2月を凍結して支給しました。また、東京都においては期末手当の0.2月、国においては期末手当の0.15月と勤奨手当の0.05月を凍結して支給しました。

地域手当(平成21年4月1日現在)	支給対象地域		時間外手当	支給総額
	全地域	支給率		
平成20年度	全地域	14.5%	29万3,029円	2億8,307万円
	職員1人当たり支給年額	959人		
平成19年度	国(支給率)	地域区分により18%~0%	27万5,971円	2億6,852万円
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	59万8,218円		

※国の支給率は17%~0%の経過措置中です。

(平成21年4月1日現在)

区分	内容	国の制度の内容
扶養手当	配偶者1万3,600円 その他の扶養親族1人につき月額6,600円 満16歳から22歳までの子について4,000円加算措置	配偶者1万3,000円 その他の扶養親族1人につき月額6,500円 満16歳から22歳までの子について5,000円加算措置
住居手当	月額8,400円	自宅新築・購入後5年以内 月額2,500円 賃貸住宅 月額2万7,000円まで
通勤手当	6か月分を一括支給 交通機関利用者 1か月当たりの支給限度額5万5,000円まで 自転車等利用者 通勤距離に応じて支給	6か月分を一括支給 交通機関利用者 1か月当たりの支給限度額5万5,000円まで 自転車等利用者 通勤距離に応じて支給

区分	内容	全職種
特殊勤務手当(平成20年度)	職員全体に占める手当支給職員の割合	6.8%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	1万3,238円
	手当の種類	6
	主な手当の名称	滞納整理手当、福祉事務手当、犬猫等死体処理手当

### (10)特別職の報酬等の状況

(平成21年4月1日現在)

区分	給料等月額	区分	支給割合	支給割合合計
給料	市長	105万円	20年度6月期2.05月分	4.40月分
	副市長	90万円	20年度12月期2.35月分	
	議長	65万円	20年度6月期2.05月分	
	副議長	58万円	20年度12月期2.35月分	
報酬	議長	55万円	議長	
	副議長		副議長	

※平成21年6月期は、期末手当の0.2月を凍結して支給しました。また平成21年度12月期は、期末手当の0.15月を引き下げて支給します。

### (11)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
	平成20年	平成21年			
一般行政部門	議会	10	10	0	
	総務企画	170	174	4	業務増
	税務	66	67	1	業務増
	民生	290	288	▲2	退職不補充
	衛生	45	43	▲2	事務の統廃合・縮小、退職不補充
	農林水産	4	4	0	
	商工	6	7	1	業務増
	土木	83	77	▲6	事務の統廃合・縮小
	小計	674	670	▲4	
	教育	193	191	▲2	事務の統廃合・縮小、退職不補充
特別行政部門	小計	193	191	▲2	
	下水道	16	14	▲2	事務の統廃合・縮小
	その他	50	44	▲6	事務の統廃合・縮小
	小計	66	58	▲8	
合計	933	919	▲14		

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する体職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。

### (12)定員管理の数値目標および進ちょく状況

①平成17年4月1日~平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日職員数	平成22年4月1日職員数	純減数	純減率
970人	926人	44人	4.5%

(参考)小平市行政再構築プランにおける定員管理の数値目標

計画期間	数値目標	
	始期	終期
平成19年4月1日	平成22年4月1日	19人の純減

### ②定員管理の数値目標の年次別進ちょく状況(実績)の概要(各年4月1日現在)

部門	区分	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	計	(参考)数値目標
		一般行政	職員数	690	686	681	674	670
教育	職員数	197	198	195	193	191	▲6	—
	増減	—	1	▲3	▲2	▲2	▲6	—
消防	職員数	—	—	—	—	—	—	—
	増減	—	—	—	—	—	—	—
公営企業等	職員数	83	68	68	66	58	▲25	—
	増減	—	▲15	0	▲2	▲8	▲25	—
合計	職員数	970	952	944	933	919	▲51	926
	増減	—	▲18	▲8	▲11	▲14	▲51(115.9%)	▲44

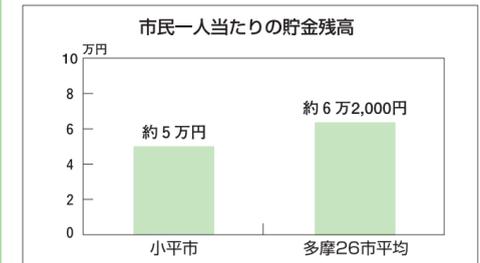
※(%)内の数値は、数値目標に対する進ちょく率を示しています。※増減は、各年の欄には対前年比の職員増減数を、計の欄には平成17年から平成21年までの職員増減数の累計を示しています。

# シリーズ ②市民一人当たりの貯金残高

## 財政状況の公表

今回は、市民一人当たりの貯金残高です。市では、特定の目的のために貯金をしています(積立基金)。積立基金には、大幅な税収減や年度間の財源の不均衡を調整するための「財政調整基金」、公共施設の整備・改修のための「公共施設整備基金」、その他「職員退職手当基金」・「緑化基金」などがあります。

### 平成20年度の普通会計市民一人当たりの貯金残高は約5万円でした



平成20年度、普通会計における市民一人当たりの貯金の残高は約5万円で、多摩26市平均の約6万2,000円を下回りました。平成19年度と比較すると、市民一人当たりの貯金残高は約3,500円減少し、26市中順位も高い方から16位へ下がりました(平成19年度は14位)。これは、景気後退による法人市民税の減収などの財源不足の補てんとして、繰入額を増やしたことによる財政調整基金残高の減、例年より多く支出した退職手当の財源として繰入額を増やしたことによる職員退職手当基金残高の減によるものです。今後も、景気動向や大きな事業を進めていくためには、基金からの取り崩しが必要になります。そのため、基金は財源に余裕のあるときに計画的に積み立てていくことがたいへん重要なこととなります。

ご意見・ご感想をお寄せください  
 FAX 042 (346) 9513、✉ zaisei@city.kodaira.lg.jp  
 問合せ 財政課 ☎042 (346) 9504

# 平成22年度 児童クラブ入会申込み受付中

申込み期間 12月15日(火)まで(土曜・日曜を除く)の午前8時30分~午後5時 ※12月12日(土)・13日(日)は、児童課でのみ午後10時から午後4時まで、臨時休日窓口を開設します。 ※12月10日(木)・11日(金)・14日(月)・15日(火)は、児童課でのみ午後8時まで、夜間窓口を開設します。

◆今年から電子申告が利用できます。 12月14日(月)から始まる地方税ポータルシステム(e-TAX)による電子申告もできます。 ※電子申告開始の手続きや操作方法など、詳しくはエレクトックスホームページ(http://www.e-tax.jp)をご覧ください。

### 国民健康保険 温泉センター利用の助成

東京都国民健康保険団体連合会では、保養施設「温泉センター」の利用料を助成しています。

### 電子申請・届け出サービスの變更

市報11月20日号に掲載した「電子申告・申請の受付開始」の12月14日(月)から電子申請・届け出の受付を開始する項目のうち「個人住民税(特別徴収義務者の所在地・名称変更届)」は、受付を延期することにしました。

### 普通救命再講習

とき 1月16日(土) 午前9時~11時20分  
 ところ 小平清防署(仲町21) 費用 1千200円(テキスト代、人工呼吸用マスクを含む)  
 対象 市内在住・在勤・在学中で、3年以内に普通救命講習を受講した方  
 内容 心肺せい法(自動体外式除細動器の取り扱いを含む)、異物除去法ほか  
 ※動きやすい服装(スカーフ不可)、運動靴などで参加してください。  
 ※災害発生時には中止となる場合があります。  
 申込み 小平清防署予防課へ(先着順) ☎042 (341) 0119

### 国税電子申告・納税システムをご利用ください

国税電子申告・納税システム(e-Tax)は、自宅のパソコンからインターネットを利用して申告できる便利なシステムです。e-Taxを利用して所得税の申告をするなどの利点があります。  
 ※最高5千円の税額控除 ※平成19年分または平成20年分の確定申告でこの控除を受けた方は対象外。  
 国税電子申告・納税システムをご利用ください  
 国税電子申告・納税システムを  
 ご利用ください  
 国税電子申告・納税システムを  
 ご利用ください  
 国税電子申告・納税システムを  
 ご利用ください

### 都税事務所などの年末年始の窓口業務

都税事務所、都税支所、支所、都税総合事務所・支所、自動車税事務所での都税の申告・納税・証明などの事務の取り扱いは、年末は12月28日(月)まで、年始は1月4日(月)からとなります。  
 12月29日(火)から1月3日(日)までの期間に申告書や申請書を提出する場合は、都税事務所や都税支所などに設置している「申告書等受取箱」をご利用ください。

### 暖房器具の取り扱いにご注意

暖房器具を使用する時期になりました。暖房器具は取扱説明書をよく読み、適正に使用しましょう。

# 償却資産の申告書を送付

◆提出は2月1日(月)まで 市内で事業を営んでいる法人や個人の方は、その事業のために用いる機械や設備などの資産の所有状況を申告するよう義務付けられています。

◆提出は2月1日(月)まで 償却資産には、大きく分けて次のような資産があります。

▽構築物(看板類、フェンス、屋外照明、駐車場の舗装ほか)  
 △機械・装置、車両および運搬具、備品ほか  
 △原則として、税務署への確定申告や事業決算にあたり、毎年、減価償却資産として計上している資産が対象となります。

◆今年から電子申告が利用できます。 12月14日(月)から始まる地方税ポータルシステム(e-TAX)による電子申告もできます。 ※電子申告開始の手続きや操作方法など、詳しくはエレクトックスホームページ(http://www.e-tax.jp)をご覧ください。

### 国民健康保険 温泉センター利用の助成

東京都国民健康保険団体連合会では、保養施設「温泉センター」の利用料を助成しています。

### 電子申請・届け出サービスの變更

市報11月20日号に掲載した「電子申告・申請の受付開始」の12月14日(月)から電子申請・届け出の受付を開始する項目のうち「個人住民税(特別徴収義務者の所在地・名称変更届)」は、受付を延期することにしました。

### 事業仕分け結果(概要)

区分	件数
国・都・他の自治体と共同	1
市(現状のまま)	12
拡充	1
やり方の見直し	18
合計	32

### 市内業者のあっせん制度をご利用ください

市では、市内の建設業者団体(小平市住宅リフォーム協会の協賛)と協定を結び、住宅の修繕・増改築、造園などで発注先がわからずお

### 官公署より

30日(月)をもちまして、電話番号とファクシミリによるサービスを終了しました。  
 なおインターネット携帯電話番号(を含む)によるタックスアンサーは、引き続き利用できます。詳しくは、国税庁のホームページ(http://www.nta.go.jp)をご覧ください。

### 都税事務所などの年末年始の窓口業務

都税事務所、都税支所、支所、都税総合事務所・支所、自動車税事務所での都税の申告・納税・証明などの事務の取り扱いは、年末は12月28日(月)まで、年始は1月4日(月)からとなります。

### 暖房器具の取り扱いにご注意

暖房器具を使用する時期になりました。暖房器具は取扱説明書をよく読み、適正に使用しましょう。

# 償却資産の申告書を送付

◆提出は2月1日(月)まで 市内で事業を営んでいる法人や個人の方は、その事業のために用いる機械や設備などの資産の所有状況を申告するよう義務付けられています。

# 事業仕分けを実施しました

分けを行いました(上表)。今後は、仕分け結果を参考に、予算や事業の見直しを図っていきます。

# 官公署より

30日(月)をもちまして、電話番号とファクシミリによるサービスを終了しました。

暖房器具を使用する時期になりました。暖房器具は取扱説明書をよく読み、適正に使用しましょう。